

独立行政法人国立公文書館の平成24年度上半期業務執行状況

平成24年度独立行政法人国立公文書館年度計画	平成24年度上半期業務執行状況
<p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ必要な体制整備について検討を行う。</p> <p>また、特定歴史公文書等の収蔵量の増加に伴い、今後の受入文書の収蔵スペースを確保する必要があるため、つくば分館書庫の増築について検討を行う。</p> <p>(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な処置</p> <p>i) 歴史公文書等に関する各種基準やガイドライン等の運用及び改善に関し、内閣府に対して専門的知見から調査分析及び助言等の支援を行う。</p> <p>ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため必要に応じて専門的技術的助言を行う。</p>	<p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>平成25年度予算概算要求に際し、利用審査部門の質的・量的な業務拡大に対応するため及び歴史的公文書等のデジタル化推進に対応するため、それぞれ3名及び1名の公文書専門員（非常勤）に係る新たな予算措置要求を行った。</p> <p>書庫機能検討ワーキンググループを設置し、書庫増設に向けた論点を整理した。さらに、基本計画策定作業のため、類似施設として国立国会図書館関西館等を視察するなどして、検討を進めた。</p> <p>(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な処置</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて整理し、内閣府と連名で各行政機関へ連絡した。 ・一元的な文書管理システムの移管機能導入につき、内閣府・総務省と協議調整を行った。 ・ii) において実施した行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の確認作業において、行政文書ファイル簿の記載内容等の問題点の蓄積整理を行った。 <p>ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関から内閣府に提出された平成24年3月及び同24年度末までに保存期間が満了する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(1,711,838件)の適否について、各行政機関への照会等(164,274件)を通じ

<p>iii) 歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関等に出向いての研修会、本館・分館での研修・施設見学会を実施する。 また、移管基準や公文書管理法等について、解説したパンフレット等の作成・配布を行い、移管についての理解の浸透を図る。</p> <p>iv) 内閣総理大臣からの委任があった場合には、行政機関に対する実地調査を適切に実施する。</p> <p>v) 行政機関からの委託を受けて、中間書庫業務を適切に実施する。</p> <p>(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置</p>	<p>て検討を行い、内閣府に対して保存期間満了時の措置の変更等の意見(6,765件)を申し出る等の専門的技術的助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各行政機関から内閣府に提出された平成24年3月及び同24年度末までに保存期間が満了する行政文書ファイル等の廃棄同意に係る協議(131,025件)について確認し、廃棄不同意の意見(551件)を申し出る等の専門的技術的助言を行った。 その後提出された平成27年度末までに保存期間が満了する行政文書ファイル等及び平成23年度に作成された行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について、精査を実施中である。 平成24年度に解散する(独)平和祈念事業特別基金の法人文書の扱い(保存期間満了時の措置、移管手続等)について、内閣府とともに協議調整を行った他、独立行政法人からの歴史公文書等の選別等に係る問い合わせに適宜対応した。 <p>iii) 府省別に行政文書管理研修用の配布資料を作成し、関係行政機関に出向いて府省別行政文書管理研修を実施した(8府省・801名)。 「移管関係資料集」及びパンフレット「公文書の管理と移管」を作成し、府省別行政文書管理研修や館主催の研修会等(後述(4))で配布・説明するとともに、館ホームページに掲載する等移管についての理解の浸透を図った。</p> <p>iv) 委任なし</p> <p>v) 平成23年度保存期間満了移管文書をつくば分館に搬出(4/25)。 平成24年度中間書庫利用意向調査に基づき、希望のあった2府省と協議調整を行い、受託文書を決定。(新規受託文書2府省787冊、前年度からの受託分と合わせた9月末日現在の受託総冊数5府省5,215冊)。</p> <p>(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置</p>
--	--

<p>①受入れのための適切な措置</p> <p>i) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施する。</p> <p>ii) 独立行政法人等からの歴史公文書等の移管について、専門的技術的な助言を行いつつ、計画的かつ適切に実施する。</p> <p>iii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施する。</p> <p>iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援する。</p> <p>v) 民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れを適切に実施する。</p> <p>vi) 上記により受け入れる歴史公文書等について、受入冊数を考慮し、1年以内に一般の利用に供するまでの作業を終了する。</p>	<p>①受入れのための適切な措置</p> <p>i) 関係行政機関と調整の上、上半期に特定歴史公文書等を受け入れた（約22,000冊）。</p> <p>ii) 独立行政法人等が保有する法人文書の選別（保存期間満了時の措置の設定）について、研修会等を通じて周知した。また、独立行政法人等からの歴史公文書等の適切な受入れに向け、移管を予定している独立行政法人等に対して、移管の準備に係る調整等を行い、2法人から歴史的公文書等を受け入れた（3冊）今後、2法人からの受入れを予定している（約12,000冊）。</p> <p>・平成24年度に解散する（独）平和祈念事業特別基金の法人文書の扱い（保存期間満了時の措置、移管手続等）について、内閣府とともに協議調整を行った。（再掲）</p> <p>iii) 平成23年度移管計画に基づき、司法行政文書等を受け入れた（81冊）。また、司法行政文書の平成24年度移管計画策定に向けて、内閣府と共に最高裁と調整を行った。</p> <p>平成25年度以降の裁判文書移管計画策定に向けて、内閣府と共に最高裁と調整を行った。</p> <p>iv) 立法府と内閣府の意見交換等に向けて、内閣府との情報共有等を行った。</p> <p>v) 寄贈・寄託の申出が無かった。</p> <p>vi) 平成24年度に受け入れた歴史公文書等を、受入れから1年以内を目標に一般の利用に供するよう作業中であり、現在は目録原稿の作成に取り掛かっている。</p>
---	---

②保存のための適切な措置

i) 平成 23 年度に引き続き、電子媒体の歴史公文書等（以下「電子公文書」という。）の受入れ及び保存を実施し、電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用を行う。また、システムの利用方法に関する各府省等へ説明等を行う。

ii) 紙媒体で移管された特定歴史公文書等について、前年度に引き続き、所要の取組を行う。

iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、紙等の劣化要因を除去するために必要な措置を講じた上で、温湿度管理等のできる適正な保存環境の専用書庫に、簿冊の形態等に応じた適切な排架を行い保存する。

iv) 館の保存する特定歴史公文書等について、劣化状況・利用頻度等に応じて、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。

v) 館の保存する特定歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、資料の状態と想定される利用頻度等に応じて計画的に修復を実施する。

修復計画：重修復 270 冊、軽修復 6,000 冊、リーフキャストイング 5,500 丁

②保存のための適切な措置

i) 各府省等から電子公文書等（行政文書ファイル 6 省庁計 25 ファイル）を受入れ、以下の作業を行った。

- ・ウイルスチェック作業
- ・長期保存フォーマットへの変換等作業

また、定期メンテナンスを実施（5/22～5/25、9/4～9/7）し、安定稼働を図った。

各府省等への説明等は第 4 四半期を予定している。

ii) 複製物作成計画に基づき、平成 24 年度複製物作成計画を公表した（5/31）。対象となった資料のマイクロフィルムへの媒体変換（610, 250 コマ）を実施した（9/25）。引き続き、デジタル化を下半期に実施する予定である。

iii) 受け入れた約 22,000 冊の特定歴史公文書等について、くん蒸を順次行い、目録作成作業を実施中である。

iv) 劣化状況等を考慮し、順次マイクロフィルムへの媒体変換を実施した（9/25、610, 250 コマ）。

v) 特定歴史公文書等の状態に応じ優先順位をつけ、劣化が著しく進んでいる公文書等の計画的な修復を実施した。

- ・重修復 139 冊（年間計画数の 51%）
- ・軽修復 3,176 冊（年間計画数の 52%）
- ・リーフキャストイング 3,076 丁（年間計画数の 55%）

③利用のための適切な措置

i) 平成 22 年度に作成した館の保存する特定歴史公文書等の利用に係る取組方針及び工程表に基づき年度ごとに計画的に取組を進める。あわせて、館の保存する歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、適切な数値目標を設定する。

ii) 要審査文書（館の保存する特定歴史公文書等のうち、非公開情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊）の利用請求については、次の期間内に審査し、利用に供する。

ア 利用請求があった日から 30 日以内に利用決定する。

イ アに関わらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日を限度として期間を延長し、審査できない理由及び期間を利用請求者に通知する。

ウ ア及びイに関わらず、利用請求に係る公文書等が著しく大量である又は内容の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し利用に供するとともに、残りの部分については相当の期間内に審査し利用に供する。この場合、審査できない理由及び期間を利用請求者に通知する。

iii) 要審査文書の計画的かつ積極的な審査に取り組むとともに、時の経過を踏まえて、非公開区分の文書の区分見直しを適切に行う。

iv) 要審査文書の審査については、上記 ii)～iii) を通じて、処理目標数を 1, 500 冊とする。

③利用のための適切な措置

i) 前年度のレビューを踏まえ、取組方針記載事項及び数値目標を平成 24 年度計画に反映するとともに、計画の着実な実施及び進行管理を図るため、業務実施状況の把握を四半期毎に実施することとした。

ii) 利用請求を受けての要審査文書の審査は 907 冊であり、審査の結果公開としたもの 635 冊、非公開部分に袋掛け等の措置を講じて部分公開としたもの 272 冊である。

ア 30 日以内の利用決定

審査件数 603 冊（公開 473 冊、部分公開 130 冊）

イ 60 日以内の利用決定

審査件数 73 冊（公開 34 冊、部分公開 39 冊）

ウ 60 日以内にその全てを審査することが困難なもの

審査件数 231 冊（公開 128 冊、部分公開 103 冊）

（ウの主な内訳） 戦犯に関する資料	75 冊
民事刑事判決原本資料	66 冊
昭和財政史資料	50 冊
閣議・事務次官等会議資料	18 冊
会計検査院決議録	15 冊

iii) 要審査文書の計画的かつ積極的な審査については、下記のとおり実施した。

・要審査文書の閣議・事務次官等会議資料 29 冊、明治大正昭和財政史資料 100 冊及び閉鎖機関資料 60 冊、計 189 冊

なお、非公開区分の文書の区分見直しは第 4 四半期を予定している。

iv) 要審査文書の審査（上記 ii) 及び iii)）については、1, 096 冊を処理した（年間処理目標数 1, 500 冊の約 73%）。

また、利用請求から30日以内に利用決定を行うものの比率は、80%を目標とする。

なお、これらの数値目標は、処理対象文書に含まれる利用制限情報の質・量、移管元機関等との調整その他利用請求に係る関連諸業務の状況に応じ見直すものとする。

v) 利用の制限等に対する異議申立てがあった場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事案については遅くとも30日以内に、その他の事案については遅くとも90日以内に諮問を行う。

vi) 耐震補強工事の実施により本館での展示会開催を休止するが、この間、国民のニーズ等を踏まえた館外展示の実施や国及び地方公文書館等他機関との連携に積極的かつ計画的に取り組む。

また、今後の更なる質の高い展示会の実施に向けて、企画内容等について検討を行う。

さらに、分館においても常設展・企画展を実施する。

また、利用請求から30日以内に利用決定を行ったものの比率については、約84%を達成した（全利用決定数1,862冊のうち決定数1,558冊）。

v) 9月18日に受理した1件の異議申立て（申立ては15日付）について、90日以内の諮問に向けた調査検討を実施。

vi) 国民のニーズ等を踏まえた新たな取組として、館外展示の実施、国及び地方公文書館等他機関との連携への取組等を行うこととし、その実施に向けた準備を行った。

イ) 館外展示

・平成24年度中に国立公文書館所蔵資料展「公文書の世界」を開催することとし、開催会場の公募を行い、以下の展示会を開催することに決定した。

①「国立公文書館所蔵資料展 公文書の世界 in 京都」（12/8～23、於：京都府立総合資料館）

②「国立公文書館所蔵資料展 国立公文書館が大阪大学にやってきた」（H25.2/22～3/9、於：大阪大学総合学術博物館）

・平成25年度中の実施に向けて、検討した。

ロ) 国及び地方公文書館等他機関との連携

・福岡共同公文書館と「福岡共同公文書館開館記念展示会（11/17～、於：福岡共同公文書館）」を開催することとし、実施準備を行った。

・平成25年春の特別展は、宮内公文書館、外交史料館、日本銀行金融研究所アーカイブと連携して展示会を開催することとし、実施準備を行った。

・今後のさらなる質の高い展示企画の実施に向けて、下記の取組を行っ

vii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットを通じ所蔵資料を検索し、デジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブの運用を行う。また、平成24年度におけるデジタルアーカイブ・アクセス件数の目標を約22万件とする。

画像については、既存のマイクロフィルム等から約170万コマをデジタル化し、これまでに提供してきた約740万コマと合わせて、計約910万コマのデジタル画像をインターネットで公開する。

大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料である絵図等については、既存のポジフィルムから約300点をデジタル化し、これまでに提供してきた約1770点と合わせて、計約2070点のカラーデジタル画像をインターネットで公開する。

また、館が運用するデジタルアーカイブ等のシステムについて、館が有するシステム間の連携・統合に関する調査検討を行うほか、公文書管理法の趣旨を踏まえ、新たな情報通信技術の活用について検討を行う。

viii) 館の保存する特定歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いに配慮し

た。

イ) 複数年にわたる計画的な展示企画として、平成26年度までの展示企画について地方公文書館等との連携開催に向け検討。

ロ) 平成25年度も、前年度に引き続き、連続企画展を行うこととし、企画の検討を行った。

- ・科学技術週間に協力し、つくば分館特別企画展4月16日(月)～21日(土)開催。入場者数：187人
- ・つくば分館夏の企画展「はたらく動物と100年前の教科書」7月23日(月)～8月31日(金)開催。入場者数：2,900人
- ・「つくばちびっ子博士」事業に協力し、和綴じ体験講座を実施。
- ・展示会においてアンケート調査を実施。

vii) インターネットを通じ所蔵資料を検索し、デジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブの運用を行い、上半期におけるアクセス件数は約12万件(達成率約55%)であった。

本年度分の画像として、公文書等デジタル画像約170万コマ(マイクロフィルムから130万コマ、紙から40万コマ)をデジタル化し、これまでに提供してきた約740万コマと合わせて、計約910万コマのデジタル画像の公開を目指して作業に着手した。

大判、貴重資料等については305点デジタル化することとしており、提供している1,777点と合わせ、2,082点の公開をめざして作業中である。

また、定期メンテナンスを実施(6/11～6/20、9/18～9/26)し、安定稼働を図った。

viii) 積極的な貸出を図り、11件66冊を貸出した。

貸出審査については、申請書類整備後速やかに審査を行い、全て30日以内に貸出決定を行った。なお、平均審査日数は5.2日であった。

つつ積極的な貸出を行う。

貸出審査については、貸出機関等からの申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行うこととし、平均審査日数の目標を15日とする。

ix) 館の保存する特定歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させる。

なお、本年度は本館施設の耐震補強工事が予定されているため、当該工事に支障がない範囲内で、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行う。

x) 問題点の整理等、年間開館日数の増加に向けた見直しの検討を継続しつつ、平成25年度における試行を視野に入れた具体的な取組みを行う。

x i) つくば分館利用者の更なる利便性向上のための方策について検討する。

x ii) ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、国立公文書館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高める。また、館の保存する特定歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。

ix) 閲覧者へのアンケート内容の見直しを行い、利用者の動向やニーズの把握に努めた。また、利用者のニーズを踏まえ、本館耐震工事期間中も閲覧室の一時移設を実施し、閲覧業務を継続した。

本館施設の耐震補強工事のため、一堂に多数の参加者が見込まれる講演会の本館での開催が困難な状況であること、また、利用者から寄せられた意見等を踏まえ、利用促進の観点から、館外で講演会「公文書館の世界」を開催した(4/25)(受講者数:約100名)。

館の見学については、28件327人(本館・分館合計)の見学者を受け入れ、所蔵する特定歴史公文書等の利用方法等の普及に努めた。

x) 館内に、開館日数増加に向けた検討のためのワーキンググループを設置し、試行実施時期・期間、新規開館日数・曜日、開館の態様や実施コスト等について具体的な検討を行った。

x i) つくば分館で所蔵している特定歴史公文書等を本館で閲覧するサービス(移送サービス)の利用実績は、40件107冊であった。

「つくば分館前バス停設置」に係る関東鉄道(株)土浦営業所所長に対する要望及び説明を行った。

x ii) ・ホームページサブコンテンツ「今月のアーカイブ」を更新(毎月)、デジタル展示にH17春の特別展を追加(9月)。

・ホームページにおいて、館の業務の最新情報を内外に積極的に紹介。ホームページ更新回数 129件。

・ホームページのアクセシビリティ向上及びリニューアル検討に向け

④地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置

i) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。

また、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及・啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。併せて、所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。

て委託調査を実施、現状を把握。

- ・館紹介等を地下鉄構内電飾掲示板及び屋外サイン塔汎用ポスターなどにより実施。マスコミ取材に積極的に対応。
- ・北の丸公園・皇居東御苑文化ゾーンマップを地域関係機関と共同作成・配布するなど地域と連携した広報を実施。
- ・子ども霞が関見学デーに体験・参加型のプログラムを出展、館の活動内容や所蔵資料の意義等をアピール。
- ・情報誌「アーカイブズ」47号を刊行し積極的に情報発信。

④地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置

i)

イ) 地方公共団体その他外部の機関が開催する講演会や委員会に対して、館役職員を講師等として派遣。上半期においては17件の派遣を行った。

主な講師等派遣実績は以下のとおり。

- ・学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻において講義(5/26～6/30、9/15～)
- ・渋谷区職員研修会において講演(5/31)
- ・財団法人行政管理研究センター主催の公文書管理法制セミナーにおいて講演(6/25)
- ・財団法人全国市町村研修財団市町村職員中央研修所主催の市町村アカデミー特別講演にて講演(7/27)

ロ) デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書について、普及・啓発を図るため、以下の業務を実施した。

- ・説明会要望の確認(8機関)
北海道立文書館、埼玉県立文書館、東京都公文書館、京都府立総合資料館、福岡県立公文書館、福岡県市町村公文書館、広島市公文書館、中之条町歴史と民俗の博物館
- ・説明会開催
広島市公文書館(7/20) (※他の7機関:10～12月実施予定)

ii) 全国公文書館長会議やアーカイブズ関係機関協議会、歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議等を通じて、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図る。

また、国際アーカイブズの日記念講演会を全国公文書館長会議と併せて開催する。

iii) 国の関係機関の保存する歴史公文書等の所在情報を一体的に提供するため運用している「歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」」について、利用者の

ii)

イ) 「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催した(6/8 於:東京)。

- ・講演会には、国及び地方が設置する公文書館、内閣府を始めとする国の機関、公文書館設置を検討している地方公共団体、大学、マスメディア等から、約130名が参加。
- ・御厨貴放送大学教授、大石学東京学芸大学教授が基調講演。

ロ) 平成24年度全国公文書館長会議を開催した(6/8 於:東京)。

- ・会議には、国及び地方が設置する公文書館、公文書館設置を検討している地方公共団体等から、115名が参加。
- ・議題は、「東日本大震災後の取組について」、「東日本大震災に関する記録の保存等について—全国公文書館長会議アピール—」、「公文書管理法施行後の取組について」、「その他」(アジア歴史資料センター(以下「アジア歴」という。)の活動、ICAブリスベン大会について、研修等に関するアンケート結果について)
- ・東日本大震災後の取組について、当館並びに陸前高田市、石巻市、神奈川県立公文書館、群馬県立文書館、広島県立文書館及び広島大学文書館から報告。
- ・東日本大震災に関する記録を保存すること等の重要性を改めて訴え、全国の公文書館が共通認識を持って連携協力していくことを主旨とする「東日本大震災に関する記録の保存等について—全国公文書館長会議アピール—」を採択した。
- ・公文書管理法施行後の取組について、当館及び鳥取県立公文書館、大阪市公文書館から報告。

ハ) 歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議(第1回)を開催した(9/13)。

- ・当館及び各機関における保存・利用や、展示会開催等の取組みについて、情報・意見交換を行うとともに、「ぶん蔵」の内容充実等について検討協議を行った。

iii) 「歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」」について、関係機関の所蔵資料の掲載や館の展示会との連携を図る等、内容等の充実に努め、上半期には

利便性を高めるため、内容等の一層の充実に努める。

⑤国際的な公文書館活動への参加・貢献

i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献

館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際公文書館会議（ICA）の活動を中心に、積極的な貢献を行う。また、ICAが主唱して設けられた「国際アーカイブズの日」（6月9日）について、日本国内への広報普及に努める。

諸外国の公文書館等との交流を図るため、8月にブリスベン（オーストラリア）で開催予定の「変化の風ー持続可能性、信頼、アイデンティティ」をテーマとした第17回ICA大会において、東日本大震災等に関するセッション及び修復ワークショップを通じて情報発信を行う。

ii) 国際会議等への参加

諸外国の公文書館等との交流を図るため、7月にウランバートル（モンゴル）で開催予定のICA東アジア地域支部（EASTICA）理事会及びセミナー、及び8月の第17回ICA大会期間中に開催予定のICA年次総会等に参加する。

その他公文書館活動に関連する国際会議等に積極的に参加し、国際交流・協力を推進する。

iii) 外国の公文書館との交流推進

アジア地域の公文書館と一層緊密な関係を築くため、今後とも交流を深める。

また、諸外国の公文書館等からの相互協力、訪問・研修受入れ等の要請に積極的に対応する。

掲載コンテンツの更新を46回行った。同期のアクセス件数は、249,744件となり、前年度同期比2.9%増となった。

⑤国際的な公文書館活動への参加・貢献

i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献

- ・6月8日、東京で「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催し、約130名が参加した。
- ・8月にブリスベン（オーストラリア）で開催された第17回ICA大会において、役職員及び派遣講師が東日本大震災、公文書管理法制、デジタルアーカイブ等に関する8本の発表及び修復ワークショップを行った。各セッションに諸外国公文書館等から60-80名の参加者があり、発表内容や館の紹介を収録した英文資料を配付して、日本のアーカイブズに関する情報の発信に努めた。

ii) 国際会議等への参加

- ・7月にウランバートル（モンゴル）で開催されたEASTICA理事会及びセミナーに理事等が参加した。
- ・第17回ICA大会期間中に開催されたEASTICA理事会、国立公文書館長フォーラム、ICA年次総会に館長等が、FIDA（国際アーカイブズ開発基金）理事会に顧問がそれぞれ参加した。
- ・ICA大会直後にキャンベラ（オーストラリア）で開催された同国国立公文書館主催会合に館長等が出席し、各国国立公文書館長と交流した。

iii) 外国の公文書館等との交流推進

- ・昨年に引き続き、オマーン国立公文書庁からの研修生受入の要請について検討し、10月9日から19日まで同庁職員2名を受入れ修復技術研修を行うこととした。
- ・4月20日、ベトナム国家記録アーカイブズ局長が来館し、今後の相互交流について館長と意見交換を行った。8月のICA大会会場において再

iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信

先進的な外国の公文書館等への視察、情報の交換、資料交換等を通じ、外国の公文書館、公文書館制度等に関する情報の収集及び蓄積を行う。また、国際会議における発表等を通じて、館に関する情報の海外発信に努める。

⑥ 調査研究

i) 電子公文書の長期保存等に関する国際動向や技術動向に関し調査を行い、その成果を適宜公表する。

また、その成果については、電子公文書の受入れ、保存等に、可能なものから随時活用を図ることとする。

ii) 館の保存する特定歴史公文書等の保存及び修復に関して、保存環境の在

度会談し、2013年日越友好年を記念した交流を具体的に検討することで合意した。

- ・8月27日、オーストラリア文化財修復協会からの要請により、クイーンズランド州立図書館で開催された同会主催修復ワークショップにおいて、職員が講師を務め、オーストラリア及びニュージーランドの修復専門家に日本の修復技術を指導した（21名が参加）。
- ・5月20日ARMAインターナショナル会長、6月18日重慶市档案局副局长、7月23日日本溪市档案局局长のほか、インド、オランダ、韓国、米国等からの来館者を受け入れた。

iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信

- ・7月20日、理事等がモンゴル国立公文書館新館建設現場を視察した。
- ・館長等が8月23日にクイーンズランド州立公文書館、8月27-28日にオーストラリア国立公文書館を視察した。
- ・7月18日、EASTICAの国・地域別報告において職員が「日本における公文書管理と標準」について発表した。
- ・8月21日、ICA国立公文書館長フォーラムにおいて館長が「デジタル環境における評価選別：必要とされる技術と能力」について発表した。
- ・8月21-22日、ICAブリスベン大会において、役職員が館の東日本大震災対応、デジタルアーカイブの開発、アジ歴の活動について発表した。

⑥ 調査研究

i) 平成22年度及び平成23年度に実施した、英国及びニュージーランドにおける電子記録管理に関する調査研究を踏まえ、テーマ及び方法について検討し、以下のとおり、取り組むこととした。

- ・テーマ：ヨーロッパにおける電子記録管理に係る取り組み
- ・方法：専門家へのヒアリングを含み文献調査、主要な海外文献を翻訳、調査結果の公表

ii) 複製物作成に当たって、当該資料の解綴・再製本等の作業に関し、形

り方、資料の状態、利用頻度等に応じた修復技術等について調査研究を行い、その成果を適宜公表する。

iii)館の保存する特定歴史公文書等の内容等について計画的な調査研究を行い、館の専門的なレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を研究紀要「北の丸」に掲載し、併せて各種広報誌及びホームページ等でも積極的に公表し、利用者の利便性向上に資する。

⑦ 被災公文書等修復支援事業の実施

東日本大震災により被災した地方公共団体が、被災公文書等の修復を早急に進めることを引き続き支援するため、必要な体制を整えとともに、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言の一環として、修復に当たる人材育成のための研修を行う。

さらに、前年度における研修実績を踏まえ、被災公文書等の長期保存に必要な措置を講ずるための研修を行い、被災地域における公文書等の保全・保存を図る。

態等を踏まえた留意点及び効率的な作業工程を把握するため、調査研究について準備を実施。

iii)

イ 館の保存する歴史公文書等の保存及び利用に関して、計画的な調査研究を行い、職員の資質や利用者の利便性向上等に資するため、「調査研究会議」を3回、「業務検討会」を2回開催した。

ロ 前年度より引き続き、「調査研究会議」の下に、「所蔵資料の研究」、「利用方法の研究」及び「電子公文書等の研究」の3つの分科会を設け、「所蔵資料の研究」分科会を2回、「利用方法の研究」分科会を2回、「電子公文書等の研究」分科会を1回開催した。

ハ 「思忠志集」(全2015条)の細目を800条まで作成した。

ニ 絵入版本(日記・和歌・俳諧・芸能)のうち、和歌20タイトル40冊の解題を作成した。

ホ 「宋版」「元版」のうち、14タイトル129冊の解題を作成した。

ヘ 「北の丸」第45号の編集方針・掲載論文等を検討し、刊行に向けて準備を進めた。

⑦ 被災公文書等修復支援事業の実施

地方公共団体による被災公文書等の早急な修復を引き続き支援するため、修復について高度の知識と技術を有する者を専任担当として採用し、事業実施に関して必要な体制を整えた。

歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言の一環として、修復に当たる人材育成のための研修(修復研修Ⅰ)を、岩手県大船渡市及び宮城県女川町で実施した。

さらに、前年度における研修実績を踏まえ、被災公文書等の長期保存に必要な措置を講ずるための研修(修復研修Ⅱ)を、岩手県陸前高田市、大船渡市、宮城県石巻市、女川町で実施するとともに、新たに独自の修復事業を開始した岩手県山田町については、講師派遣によりこれを支援することとした。

(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置

前年度から公文書管理法に則して実施している体系的かつ計画的な研修を、下記 i)) 及び ii)) のとおり実施する。

なお、アーカイブズ研修ⅠからⅢ及び公文書管理研修ⅠからⅢの年間延べ受講者は350名程度を目標とする。

i) 国の機関、地方公共団体等の文書の保存利用機関の職員を対象に、非現用文書管理を中心とする研修としてアーカイブズ研修Ⅰ、アーカイブズ研修Ⅱ、アーカイブズ研修Ⅲ、地域研修会を実施する。

ii) 行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓発や、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための研修として、公文書管理研修Ⅰ、公文書管理研修Ⅱ、公文書管理研修Ⅲ、府省別行政文書管理研修を実施する。

iii) 専門職員（アーキビスト）養成の強化方策を検討する。

高等教育機関と連携した研修を実施するとともに、高等教育機関等から実習生を受け入れる。

(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置

i))

・アーカイブズ研修Ⅰ（9/3～9/7 実施）

受講者：87機関122名

・アーカイブズ研修Ⅲ（前期：9/24～10/5実施中、後期：11/5～11/16予定）

受講者：6機関10名

・アーカイブズ研修Ⅱ（25年1/22～1/24予定）

・地域研修会（10月以降実施予定）

ii))

・公文書管理研修Ⅰ（第1回：6/20実施、第2回：11/21予定、第3回：25年2/13予定）

第1回受講者：127機関302名

・公文書管理研修Ⅱ（第1回：7/10～7/13実施、第2回：12/4～12/7予定）

第1回受講者：87機関173名

・公文書管理研修Ⅲ（前期：9/24～10/5実施中、後期：11/5～11/16予定）

受講者：4機関7名

・上記のほか、府省別行政文書管理研修（5月～、各府省に出向いて実施）

受講者：8府省庁801名

iii))

イ 高等教育機関と連携した研修を実施するため、「アーカイブズ研修Ⅲ」において学習院大学大学院における講義をカリキュラムに組み込み、講義を実施した（9/26）。

ロ 学習院大学大学院、九州大学大学院及び筑波大学大学院から実習生4名を受け入れた（9/3～9/14）。

iv) 上記 i) から iii) までについては、「公文書管理制度を支える人材養成のための P T」において検討を行い、結果を業務に反映させる。

v) 国、地方公共団体その他外部の機関において行われる研修に対し、講師派遣等の支援を行う。

(5) アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供

アジア歴史資料センター(以下「アジ歴」という。)の当面の目標である約 3000 万画像の整備を目指し、平成 24 年度についても計画達成に向け事業を展開する。また前年度に引き続き公開済みデータを遡及して点検し、データベースの精度改善を図る。

広範な利用者層のニーズに応えるため、「インターネット特別展」等のコンテンツの拡充を図ると共に、国内外の関係機関（文書館、図書館、博物館、大学、高校、研究機関、学協会等）との協力態勢を強化する。

① アジア歴史資料データベースの構築

i) データベース構築に係る諮問委員会の提言を踏まえ、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所と協議を行い、平成 25 年度以降のデータベース構築計画を策定する。

iv) 上記 i) から iii) までについて、「公文書館制度を支える人材養成のための P T」において検討を行い、研修、実習等の業務に反映させた。

・ アーカイブズ研修 I 及びアーカイブズ研修 III (公文書管理研修 III) の「事例報告」に係る講師の選定等について検討し、その結果に基づき研修を実施した。

v) 国、地方公共団体その他外部の機関において行われる研修に対し講師派遣等の支援を行った。(3) ④ i) 参照。

(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供

年度計画に沿って、上半期には以下の事業を実施した。

① アジア歴史資料データベースの構築

i) 平成 25 年度以降のデータベース構築計画については、平成 25 年度は国立公文書館からは約 42 万画像のデータの提供を受けることとなった。また、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所については引き続き協議を行っている。平成 26 年度以降のデータベース構築計画については、各機関の予算確保等の状況を踏まえつつ、年度ごとに定めることとされており、引き続き上記 3 機関との調整を行っていくこととしている。

ii) データベース構築計画に基づき、国立公文書館については平成24年度に、外務省外交史料館及び防衛省防衛研究所については平成23年度にデジタル化された資料の提供を受ける。

資料については、画像変換や目録作成等を行い、平成23年度の受入分160万画像の1年以内の公開を実施する。平成24年度の受入れ分についても、受入れから1年以内の公開を目指し、作業を進める。

これらにより平成24年度には公開資料累計約2600万画像に達することを目標とする。

iii) 前年度に引き続きデータの精度を向上させるため、既公開データ遡及点検を継続的に実施する。

iv) 辞書機能の充実により、検索精度の向上を図る。

② アジ歴の利活用の推進

i) 利用者の利便性向上のための取組

ア 関係機関との連携を強化し、ホームページでのリンク網の拡充、資料の横断検索先の拡大を図る。

イ 利用者の動向、ニーズ等を把握するため、インターネットを通じたアンケート調査等を実施する。

ii) 平成24年度受入分として、外務省外交史料館から約72.5万画像、防衛省防衛研究所から約38.5万画像を入手した（いずれも平成23年度にデジタル化された資料）。下半期には、国立公文書館から約45万画像、防衛研究所からは約30万画像を入手予定である。

平成23年度に受け入れた国立公文書館約46万画像、外交史料館約50万画像、防衛研究所約64万画像のうち、約71万画像を9月末までに公開した。

この結果、公開資料数は累計で約2,510万画像となった。

iii) 既に公開されている資料の目録及び画像データの内容を検証し、約950件の修正を行った。

iv) 基本語7,590語に基づき、表記ゆれ(注)データの抽出を行った。本年度下半期は、抽出した該当語のデータベースへの登録を行う予定である。

(注：一つの言葉に対して複数の表記パターンが存在するもの)

② アジ歴の利活用の推進

i) 利用者の利便性向上のための取組

ア 博物館協会、図書館協会等におけるデモンストレーション（後述）の機会等を利用して、リンク網の拡充や横断検索の実現に向けた意見交換を行った。

また、アジ歴からの情報提供範囲の拡大に向けて、他機関がデジタル公開しているアジア歴史資料を、リンク機能を活用して利用者に提供する仕組みを調査・検討した。

イ 平成23年度に実施したモニターアンケート等の結果を踏まえた利用拡大の取組（後述のii)ア）を行っており、それらの取組の成果を

<p>ii) アジ歴の理解促進</p> <p>ア 関係機関の協力を得て、リーフレットの配布、アジ歴データベースの利用に関するデモンストレーション、説明会等を開催するほか、各種会議、セミナー等に参加してアジ歴の紹介を行う。</p>	<p>踏まえ、年度後半において利用実態に関するアンケート調査等を実施する予定である。</p> <p>ii) アジ歴の理解促進</p> <p>ア 国内外の博物館・図書館・公文書館の総会やイベント等の機会に、以下のデモンストレーション、ブース展示等を行った。併せてリーフレットの配布、ポスターの送付等を行った。</p> <p>【デモンストレーション、展示ブースの出展等】</p> <p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国公文書館長会議及び各都道府県ごとに設置されている博物館協会、図書館協会が実施する年次総会や研修会等の会合に参加し、デモンストレーション等を行った（9月末現在25か所）。 ・この他、以下の展示ブースの出展を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 国立情報学研究所（NII）オープンハウス（6/7, 8） 全国歴史教育研究協議会（8/1, 2） 子ども霞が関見学デー（8/8, 9） 私立大学図書館協会総会・大会（8/30, 31） 北海道図書館大会（9/6, 7） <p>〈海外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICA（国際公文書館会議）ブリスベン大会（8/20～24）において、講演、意見交換を行った。 ・EAJRS（日本資料専門家欧州協会）ベルリン年次総会（9/19～22）において、ワークショップを行ったほか、展示ブースを出展した。 <p>【リーフレットの送付】</p> <p>デモンストレーションを実施した全国の博物館協会、図書館協会等の加盟館、公文書館及び海外の大学図書館等約1,400館に合計約80,000部のリーフレットを送付した。</p> <p>【ポスターの送付】</p>
--	---

<p>イ ホームページ上のコンテンツ（インターネット特別展等）の充実を図る。</p> <p>ウ メールマガジン形式のニューズレターを発行し、アジ歴の活動を発信する。</p> <p>2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し等を行う。</p> <p>(2) 中期計画を踏まえ、一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額（新規に追加又は拡充されるものを除く。）の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の経費の削減を図る。</p> <p>(3) 国に準じた給与の見直しに取り組む。</p> <p>(4) 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17</p>	<p>デモンストレーションを実施した全国の博物館協会、図書館協会等の加盟館及び公文書館約1,400館のうち約1,300館にポスターを送付した。残り約100館についても近日中に作成し送付する予定である。</p> <p>イ 親しみやすいビジュアルを用いて多彩なテーマに沿って資料を紹介するインターネット特別展「知ってなるほど 明治・大正・昭和初期の生活と文化」を公開した（4/27）。また、政治や外交、経済、軍事といったテーマを扱ったインターネット特別展「知っていましたか？ 近代日本のこんな歴史」（仮称）の公開準備を進めた。</p> <p>その他に、平成23年度中に新たに作成したアジ歴紹介映像（日本語版4本、英語版2本）を公開した（4/12）。</p> <p>「社会科授業用資料リスト」の項目追加やレイアウトの変更等の大幅な改訂の準備を進めた。</p> <p>ユーザーからの要望に応じ、トップページ上の資料検索画面への入口の配色を際立たせる等の改訂を行った（9/12）。</p> <p>ウ アジ歴の活動への理解を深め、より一層の利用促進を図るため、ニューズレター第7号をメールマガジン形式で配信した（7/2）。</p> <p>2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 事務事業の効率化、合理化について、不断の見直しに取り組んだ。</p> <p>(2) 事務処理の効率化及び契約の適正化などにより一層の経費の削減に取り組んだ。</p> <p>(3) 国家公務員の給与の臨時特例に準じた俸給月額削減措置を着実に実施するとともに、国家公務員の給与構造改革に関する動向把握や情報収集を継続的に実施した。</p> <p>(4) 平成22年度に策定した「随意契約等の見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約の更なる見直し及び一般競争入札等における競争性の確保</p>
---	--

日閣議決定)に基づき競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進する。

(5)「国立公文書館デジタルアーカイブに関する業務・システム最適化計画」(平成18年11月15日)を実施するため、最適化工程表に基づき、デジタルアーカイブの運用等を行うとともに、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に従い、最適化実施状況報告書及び最適化実施評価報告書を作成し、公表する。

また、「アジア歴史資料センター資料提供システムに関する業務・システム最適化計画」(平成22年6月22日改定)等に基づき、最適化実施状況報告書及び最適化実施評価報告書を作成し、公表する。

3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画別紙のとおり。

4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、1億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

5 重要な財産の処分等に関する計画

その見込みはない。

6 剰余金の使途

剰余金は、デジタルアーカイブ化の推進並びにアジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に係る業務に充てるものとする。

を行い、契約の適正化に取り組んだ。

(5)「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に従い、デジタルアーカイブの運用に関する平成23年度第4四半期(4/25報告)及び平成24年度第1四半期(8/1報告)の進捗状況報告を行うとともに、平成23年度国立公文書館デジタルアーカイブに関する最適化実施状況報告書及び最適化実施評価報告書を作成、公表した。(6/29)

また、アジア歴史資料センター資料提供システムの運用に関する平成23年度第4四半期(4/25報告)及び平成24年度第1四半期(7/28報告)の進捗状況報告を行うとともに、平成23年度アジア歴史資料センター資料提供システムに関する最適化実施状況報告書及び最適化実施評価報告書を作成、公表した。(6/29)

7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

平成24年度に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
本館耐震補強工事	253	施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

①方針

歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績等を踏まえ、必要な体制整備について検討を行う。

また、職員を館及びその他機関が実施する研修等に積極的に参加させ資質の向上を図る等人材育成を進める。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の館業務を効率的に実施するために締結した契約について、中期目標期間を超える債務を負担する。

7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

本館耐震工事を施工中。また、つくば分館書庫の増設についての検討の結果、増設等工事のための経費を平成25年度予算概算要求で計上した。

(2) 人事に関する計画

①方針

歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績等を踏まえ、必要な体制整備について検討を行った。

上記の検討を踏まえて、平成25年度予算概算要求に際し、利用審査体制の充実・強化等のため、新たに公文書専門員（非常勤）4名に係る予算措置の要求を行った。

新規に採用した職員に対して、採用時研修を実施した他、館が実施するアーカイブ研修や公文書管理研修並びに人事院が実施する各種の実務担当者研修などに館職員を積極的に参加させた。さらに、いわゆるOJTによる人材育成に引き続き努めた。